

指導者の暴言・暴力・過度な負担に関わる緊急提言

普及育成部部长 田村敏実

U12 委員長 藤澤周一

過日行われました全国部会長会議で全ての報告・協議に先立ちまして行われたのが、**JBA 裁定委員会委員 合田雄治郎氏**（弁護士）により「暴言・暴力等の防止に向けた取り組みについて」と題しました講義です。

これにつきまして、山本副部会長より、「暴言・暴力等について、バスケットボール競技は、日本スポーツ協会に寄せられるクレーム件数が、他の競技に比べて非常に多い。危機感をもって改善に取り組むべきだと考えている」と説明がなされました。「本件は、緊急かつ最重要課題であることから、本日は**JBA 裁定委員会委員**であり、日本スポーツ協会の相談窓口も務められている合田先生をお招きし、暴言・暴力等の防止に向けた取り組みについてお話しいただきますので、皆さんも理解を深めていただきたい」と伝えられました。

そして、**JBA 裁定委員会委員**である合田雄治郎氏より、「スポーツ指導における暴力等不適切行為について」の実態および起きた際の対応について、事例を用いながら説明がなされました。

主な内容は以下の通りです。

- ・現状として、日本スポーツ協会に寄せられる苦情件数はバスケットボールが最も多く、中でもミニバスに関する件数が大半を占めている。
- ・暴力が許されないのは違法だからである。
- ・同意があれば許されるとなれば、子供は同意せざるを得なくなる。本人や保護者の同意があった場合でも、暴力は許されない行為である。
- ・指導者の不適切な行為に対する損害賠償額は3億円以上になることがある。
- ・体罰は懲戒権をもっているもの（＝教員）の行為であり、教員以外に体罰はない。すなわち、体罰ではなく暴行である。（もちろん、体罰も違法である。）
- ・厳しい指導＝厳しい練習ではない。指導者が達成すべきは、スポーツの楽しさを教え、自立したアスリートを育てることである。
- ・ハラスメントは行為者の意思ではなく、受けた相手が嫌だと感じれば成立する。指導者と競技者には上下関係があるので不適切な行為はパワハラにあたりと考えられる。
- ・いじめは絶対に静観しない。いじめられている子供から話を聞くことが先決である。
- ・もしも起こってしまったら、**JBA 規程**に則り、**JBA 指導**の下、都道府県協会が調査、裁定委員会案件となる。警察への被害届が出された場合は、警察の調査（捜査）となる。警察が調査しない部分に関しては、都道府県協会が請け負う。いずれも、調査内容を裁定委員会が審議、処分を下す。
- ・違法行為となれば、訴訟において訴えが認められることはない。

最後に、吉田部会長より、現在、JBAとしても制度的にまとめているところであり、12月に行われるJBAの理事会承認後に都道府県協会に展開し、来年度から実施していききたいと説明がなされました。また、現状で何か事象があった場合は、都道府県協会へ報告を挙げていただくとともに、何かお困りの際は、遠慮なくJBAに相談してほしい旨の補足説明がなされました。

以上の内容から、日本のスポーツの中で最悪の環境にあるのが、このミニバスケットボールを取り巻くものであるということを肝に銘じ、これまで当たり前のように行ってきた（行われてきた）指導をもう一度振り返り、指導者の暴言・暴力を、協会、指導者、保護者（観客も含む）一体となり、子供たちに関わる全ての大人たちの協力のもと、断固たる決意で根絶することを目指すものであります。

プレイヤーズファーストが謳われております。大人たちの満足や名誉のために子供たちにミニバスケットボールをさせることのないようお願いいたします。また、「子供たちが勝ちたいというから」という大義名分を振りかざし、過度な負荷を子供たちにかかることのないようお願いいたします。（これには、指導者が保護者へ過度な負担を強いることも含まれます。）子供たちの環境は、子供たちの健やかな成長を願い、周囲の大人たちで整えます。